

原 議 永 年 保 存					
共	00	00	10	31	5年

県本部各部課長 殿  
県下各警察署長

宮本厚第352号  
令和2年3月25日  
宮城県警察本部長

宮城県警察職員の健康管理に関する訓令の一部改正について（通達）  
この度、宮城県警察職員の健康管理に関する訓令（平成18年宮城県警察本部訓令第8号。以下「訓令」という。）の一部を別添のとおり改正したので通達する。  
なお、これに伴い、「宮城県警察職員の健康管理に関する訓令の一部改正について（通達）」（平成31年3月15日付け宮本厚第225号）は廃止する。

#### 記

#### 1 改正の要点

- (1) 健康管理医について、任用によりがたい場合は、業務委託により置くものとした。
- (2) 感染症発生の際の措置の対象となる感染症について整理した。
- (3) 会計年度任用職員の制度が開始されることに伴い文言を整理した。

#### 2 施行期日

令和2年4月1日

#### 3 運用及び解釈

##### (1) 総括安全衛生管理者（第5条関係）

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第10条第1項の規定は、職員の安全衛生業務を統括管理するため、常時1,000人以上の労働者を使用する事業場ごとに総括安全衛生管理者の選任を義務付けているが、県警察としては、警察本部庁舎で勤務する警察職員が1,000人に満たない場合でも、同様の水準で安全衛生管理を推進するよう、訓令第5条により総括安全衛生管理者を任意に選任している。

##### (2) 健康管理医（第11条、第12条関係）

ア 法第13条第1項の規定は、常時50人以上の労働者を使用する事業場ごとに、産業医の選任を義務付けている。県警察の場合は、50人未満の事業場であっても、業務内容、施設環境、健康管理体制等には何ら変わりはないことから、全ての事業場に産業医として健康管理医を選任するものである。ただし、選任方法は任用を原則とするが、任用によりがたい場合、業務委託により健康管理医を置くことができる。

イ 警察本部の健康管理医の具体的な業務は、次のとおりである。

- (ア) 定期健康診断結果の判定
- (イ) 健康管理指導区分の判定
- (ウ) 休職者の復職可否の判定
- (エ) 休職者の職務復帰訓練における助言及び指導

- (イ) 健康管理施策への助言及び指導
  - (カ) 個別指導及び相談
  - (キ) 講話等による教養
- (3) 衛生管理者等（第11条、第13条関係）
- ア 衛生管理者の資格の取得
    - 法第12条第1項の規定は、常時50人以上の労働者を使用する事業場ごとに、衛生管理者の資格（以下「資格」という。）を有する者のうちから衛生管理者の選任を義務付けている。資格を有する者がいない場合は、適任者に資格を取得させる必要がある。
  - イ 衛生推進者の選任
    - 法第12条の2の規定は、常時10人から49人までの労働者を使用する事業場に、衛生推進者の選任を義務付けている。県警察の場合は、宮城県警察鉄道警察隊及び職員数が50人未満の警察署が該当するが、衛生管理者の選任を妨げるものではない。
- (4) 総括衛生委員会等の設置（第14条関係）
- 法第18条第1項の規定は、常時50人以上の労働者を使用する事業場ごとに、衛生管理に関する事項を調査・審議させ、事業者に対して意見を述べさせるため、衛生委員会の設置を義務付けている。県警察の場合は、50人未満の事業場であっても、業務内容、施設環境、健康管理体制等には何ら変わりはないことから、これらの事業場にも任意に衛生委員会を設置しているものである。
    - なお、警察本部に設置する総括衛生委員会は県警察全体の総括的な対策について所掌し、警察本部庁舎の衛生委員会は法で定める事業場として警察本部庁舎を所掌するものである。
- (5) 衛生委員会の開催（第17条関係）
- 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第23条の規定は、事業者は衛生委員会の会議を毎月1回以上開催すること、議事の概要を労働者に周知すること及び議事で重要なものについて記録を作成することを義務付けている。訓令別表第1に掲げる事業場ごとに設置した衛生委員会の開催結果については、議事録を作成し、3年間保存するものとする。
- (6) 感染症発生の際の措置（第36条関係）
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第12条第1項の規定による、医師から都道府県知事への届出が定められている感染症のうち、健康管理者への届出の対象となる感染症を定めるものである。
    - なお、訓令第36条第1項に規定する感染症以外の措置要領等については、別に定める。

宮城県警察本部訓令第12号

宮城県警察職員の健康管理に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月25日

宮城県警察本部長 松岡 亮介

宮城県警察職員の健康管理に関する訓令の一部を改正する訓令

宮城県警察職員の健康管理に関する訓令（平成18年宮城県警察本部訓令第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(健康管理医等)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 健康管理医は、警察本部にあつては厚生課長の、宮城県警察機動センターにあつては宮城県警察機動警ら隊長の、宮城県運転免許センターにあつては交通部運転免許課長の、その他の所属にあつては所属長の任用申請に基づき、警察本部長（以下「本部長」という。）が任用する。 _____</p> <p>_____</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第12条～第35条 (略)</p> <p>(感染症発生の際の措置)</p> <p>第36条 職員は、本人又は本人と同居している者が感染症予防法第12条第1項第1号又は第2号 _____</p> <p>_____に該当する場合は、直ちに次に掲げる事項を健康管理者に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>_____</p> <p>第37条 (略)</p> <p>(臨時職員 _____ 等への適用)</p> <p>第38条 この訓令は、<u>臨時職員 _____</u>及び<u>非常勤職員 _____</u>について準用する。</p>	<p>(健康管理医等)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 健康管理医は、警察本部にあつては厚生課長の、宮城県警察機動センターにあつては宮城県警察機動警ら隊長の、宮城県運転免許センターにあつては交通部運転免許課長の、その他の所属にあつては所属長の任用申請に基づき、警察本部長（以下「本部長」という。）が任用する。<u>ただし、任用によりがたい場合は、業務委託により健康管理医を置くものとする。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>第12条～第35条 (略)</p> <p>(感染症発生の際の措置)</p> <p>第36条 職員は、本人又は本人と同居している者が感染症予防法第12条第1項第1号に<u>規定する1類感染症の患者又は2類感染症若しくは3類感染症の患者若しくは無症状病原体保有者に</u>該当する場合は、直ちに次に掲げる事項を健康管理者に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 第1項に規定する感染症以外の感染症発生の際の措置については、別に定める。</u></p> <p>第37条 (略)</p> <p>(<u>会計年度任用職員等への適用</u>)</p> <p>第38条 この訓令は、<u>会計年度任用職員及び臨時的任用職員</u>について準用する。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。